

国民健康保険からのお知らせ

～資格喪失後の受診による医療費の返還について～

4月は加入している健康保険の異動が多い時期です。健康保険証を使用するときは、次のことに注意してください。

社会保険などへの加入や転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなった(喪失)後に、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただくこととなります。

これは、小野町の国民健康保険証で受診したことにより、本来受診日当日加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の自己負担分を除いた額)を小野町の国民健康保険が支払った(一時的に立て替えた)ためです。

◆具体的にはどんなとき？

- 就職して社会保険や共済組合、健康保険組合などに加入したが、保険証の交付に時間がかかったため、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。
- すでに社会保険などに加入したり、転出したりしているにも関わらずその届け出が遅れ、返却前の国民健康保険証を使用してしまったとき。

◆返還方法は？

該当となった方には町から「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

◆療養費の申請方法は？

- 医療費を返還した後に、受診日当日加入していた健康保険に「療養費」として申請することができます。加入していた健康保険により申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する健康保険へお問い合わせください。
- 「療養費」の申請には「返還金の領収書」が必要となります。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆その他

- 新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で必ずその旨を申し出てください。基本的には、一旦全額自己負担(10割負担)でお支払いいただくこととなりますが、医療機関の指示に従ってお支払いください。
- 新しい保険証が交付されたときは、速やかに役場に届け出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。
- 誤って保険証を使用してしまったときは、医療機関または町民生活課に速やかにご相談ください。

町民生活課 ☎72-6933



医療費の適正化に、ご理解・ご協力をお願いします。